

鳥羽市全員協議会会議録

令和2年5月29日

○出席議員（14名）

1番	南川則之	2番	濱口正久
3番	瀬崎伸一	4番	片岡直博
5番	奥村敦	6番	河村孝
7番	山本哲也	8番	中世古泉
9番	木下順一	10番	戸上健
11番	浜口一利	12番	坂倉広子
13番	坂倉紀男	14番	世古安秀

○欠席議員（なし）

○職務のために出席した事務局職員

事務局長	清水敏也
書記	中村真緒

次長兼 議事総務係長	木田崇
---------------	-----

(午後 1時25分 再開)

○木下順一議長 本会議に引き続きお疲れさまです。

ただいまから全員協議会を再開します。

本日の案件につきましては、お手元に配付してあります事項書のとおりです。

それでは、議事に入ります。

協議事項1、議会協議事項について。

①鳥羽市議会議員慶弔規程の一部改正について、事務局長に説明させます。

事務局長。

○清水事務局長 それでは、別紙資料の鳥羽市議会議員慶弔規程(案)に基づきまして、ご説明させていただきます。ページ数は1と振ってあるペーパーでございます。

この規程につきましては、昭和31年に公布されまして、63年経過しており現在に至っております。毎月議員報酬から1,000円を積み立てていただいて、議員さん及び家族の方が婚姻されたときやお亡くなりになられたとき、あるいは入院されたときはこの規程に基づき支出しております。

条文を読んでいまして、私ども事務局も少し分かりにくい字句表現であったり、社会情勢の変化などもございますので、今回この規程を改正してはどうかというご提案でございます。

規程に基づきましてご説明させていただきます。

まず、この規程にアンダーラインを引いてありますのは、今回改正する箇所引いてあります。そして、そのアンダーラインの上の文字が改正案でございます。

ここですみません、ちょっと私ミスプリなんですけれども、第2条の(2)、そこに上のほうの文字で「配偶者、議員の血族の父母」と書いてありますが、この「血族の」をちょっと削除お願いできますでしょうか。私のミスでございます。「血族の」を削除お願いいたします。

それでは、順次ご説明させていただきます。

第1条は、「議員及びその家族が婚姻したときは、次の区分により祝い金を贈る。」としております。改正案としましては、(2)の「相続人」とありますのを「議員と生計を一にする子」とするものであります。このことは、現在の支出と変わりはございませんが、「相続人」とは議員の配偶者、兄弟も含まれますので、この相続人という表現から、「議員と生計を一にする子」に改めるものであります。

次に第2条では、「議員及びその家族が死亡したときは、つぎの区分により弔慰金を贈る。」としております。(2)の「本人と生計を一にしている父母、配偶者、相続人のとき」とありますのを「本人と生計を一にしている配偶者、議員の父母、兄弟姉妹、子」のときと改正する案でございます。相続人という表現を分かりやすくするために、このように限定したものにいたしました。

(3)は、これ新たに追加したものでございます。「本人と生計を一にしていない配偶者、議員の血族の父母、兄弟姉妹、子」です。本人と生活をしていない配偶者、このケースはあまりないと思いますが追加しました。それと一緒に生活をしていなくとも議員の血族の実の父、母、兄弟姉妹、子は、今まで、同居でないが該当しませんでした、別居であっても実の父、母であったりしますので、このような形にしたかどうかという

ことでの提案でございます。

そして、第4条の2項の「議会事務局職員についても前条項を適用する」とありましたのを削除いたしました。このことについては、以前から議員さんの計らいで、議員と同様に事務局職員も該当にすべきだということでこれまでお世話になってきたのかなというふうに思います。議会事務局職員は、私ら3名ですけれども、何ら積立てもしてございませんので、今回の改正で削除をお願いしたいというふうに思います。

そして、後の説明をしていないアンダーラインの箇所については、現在の条例を作成に当たって、一般的に使われている表現に改めるものであります。また、第5条の「前条」とあります表現を「前」と「条」の間に「各」を追記しまして、「前各条」に改めるものでございます。このようなアンダーラインを新たにすることについては、総務課のほうにもお聞きしまして、このような形がいいだろうということでアドバイスいただきました。

以上が改正案でございます。

なお、議員の家族等が亡くなられたときには、式の受付の手伝いやお知らせなどを私ども事務局のほうでさせていただきますしておりますが、この私どもの事務局内の内規も、このページで言うたら2ページの資料になるんですが、これをまたこの全協の後、また、ご相談させていただきたいなと思っております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○木下順一議長 説明は終わりました。

この件につきまして、ご質疑はございませんか。

河村議員。

○河村 孝議員 質問というより、第2条のところの(3)を新たに追加したというところで、局長、説明があったと思うんですけども、これ普通に本人と生計を一にしているという条文が入っておるから、生計を一にしている者としていない者というところに分けて二つになっていると思うんですけども、もともと(2)を削除して(2)と(3)を一緒にすれば、(1)は本人のときですわね。(2)と(3)一緒にするということは、本人の配偶者、議員の父母、兄弟姉妹、子にそれぞれ金2万円を贈ると、そのほうが条例としてシンプルなのではないのかなと思うんですけども、生計を一にしている者、していない者なんていうのは区別せんと、条例としたらそっちのほうがシンプルやと思うので、そちらでいかがかなと思うんですけども。

○木下順一議長 局長。

○清水事務局長 このシンプルなことをまた改めて考えさせていただきたいと思っておりますけれども、特に(3)の議員の血族の父母というものと、(2)の議員の父母というのがありまして、実際に、例えばこの慶弔費で支払われていないのが、今、議員さん本人のお父さん、お母さんが別居であった場合には支払われていないんですね。ですので、これを今回入れたいなと思いましたが、先ほどの河村議員のシンプルというのを私も分かりますので、事務局のほうでまた考えさせていただきたいと思っております。

○木下順一議長 他にございませんか。

瀬崎議員。

○瀬崎伸一議員 今の河村議員のご意見ですと、いわゆる義理の父母に当たる方々は、要はこの今の改正案のほうですと、義理の父母さんは生計を別にされている場合は支払い対象でないという今の規程だと思うんです。

もし、2番、3番を一つにしてしまうと、いわゆるそれも対象になってくると思うんです。その差は大きいかなどは思うんですけれども、それも加味した上でシンプルにされる。別に特にあまりないかなとは思いますが、まとめていただいて構わんですけれども、一応考えていただくべきところはそこかなと思うんです。

○清水事務局長 分かりました。

○木下順一議長 いろいろケースがあるので、その辺もまた考えていただくと。

○清水事務局長 はい。

○木下順一議長 ほかにございませんか。

戸上議員、どうぞ。

○戸上 健議員 すみません、1点確認です。

第4条の2項の削除した点ですけれども、これは1条、2条、3条とも全条項という解釈でよろしいんですか。

○木下順一議長 戸上議員、どうぞ。

○戸上 健議員 そうすると、議会事務局の職員が婚姻した場合、5万円が出ておったわけですが、今後出なくなるということですか。職員の場合、別途職員規程のようなもので、互助会か、そういうところから当該の祝金のようなものは出るのでしょうか。

○木下順一議長 事務局長。

○清水事務局長 出ます。互助会のほうから出ております。

○戸上 健議員 出ますか。

○木下順一議長 戸上議員。

○戸上 健議員 そうすると、この規程からも受け取るということになると、職員としてダブルでもらうから、今回は削除ということになったんですか。

○木下順一議長 事務局長。

○清水事務局長 そのダブルだからということで削除したものではないんです。ただ、私ども職員は、先ほど申し上げましたように、議員さんのように積立でもしていないというようなことが一つ一番大きく私には引かかったものですから、今回この改正のときにちょうどタイミング的にいいのかなということで提案させてもらいました。

○木下順一議長 戸上議員。

○戸上 健議員 心情的には、職員互助会から結婚祝金、それをもらったとしても、議会の職員が我々議員とは同僚の意識がありますよね、議員として。そこから祝い金を贈るのは、僕は世間通念上何ら違和感はないか、むしろ贈りたいということに僕は思うんです。

あなた方遠慮してこういう削除ということをしたんでしょうか。そしたら、そういう遠慮は僕は要らんじゃないかというふうに思うんですけれども、これは僕の意見ですよ。

○木下順一議長 いや、私もそのように申し上げたんですけれども、多分遠慮されておるんやと思うんですわ。

この後、放送なくなって内規のほうでまた定めがあるんですけれども、職員は我々議員にまた不幸事があつた場合にはお手伝いに来てくれるんですね。先輩議員たちはそういうことを考慮して私はここにこれが入って

おんのではないかと言うたんですけども、ここはもう皆さんでご意見いただいてもいいところかなと自分も思っていましたんですけども、いかがですか。

副議長。

○山本哲也議員　なので、今回は、ポイントとしては事務局が対象から外れるというところがポイントの一つなのと、例えば1条ですと、2番で生計を一にする子になってしまっておるところで、一にしていない子のときは外れてしまうところの是非といいますか、それでいいのかどうかというところ。

先ほど河村さんと瀬崎さんからも指摘もうたところ、ここが分かれておるとするのは同居しておる義父、義母、義理のお父さん、お母さんと仮に同居しておる場合が対象とするかどうかというところなんですね。

シンプルにしてしまうと、生計を一にしていない場合のお父さん、お母さんも対象になってくるんじゃないかというところで、そこを線引きをするために2番と3番を新たに設けて、本人のお父さん、お母さんなら生計を一にしていなくても出そうじゃないかと。仮に義理のお父さん、お母さんでも同居しておったら出そうじゃないかというのが今回2番と3番でそれを出しておるところなんです。

なので、ポイントとしてはそこがポイントになるので、今回改正がそれでいいかどうかという部分を1回皆さんのほうからも意見いただいて、事務局を外すのか、子供の場合が生計を一にした子に限定するのかどうかというところと、義理のお父さん、お母さんの扱いというところが今回ポイントになるかと思うので、その辺を皆さんからご意見いただければなというふうに思います。

○木下順一議長　濱口正久議員。

○濱口正久議員　今、副議長が言ってもうた話も含めて、1条と2条でいくと、ちょっと1条と2条が意味合いが違ってくるような感じがするんです。どっちかにそろえたほうが僕はいいかなと思うので、もし2条をそういうふうにするのであれば、1条も同じように、もう生計を一にしようがなかろうがというところで統一すべきかなと。2条を分かりやすくするんだったらそれでいいと思います。

それと、あと議会事務局職員についてなんですけれども、私は今までどおり残したほうがいいんじゃないかなというふうに思います、個人的には。そういうふういろんなことを加味してと思いますが、どうでしょうか。

○木下順一議長　いかがでしょうか、皆さん。

我々も事務局長から説明を受けておって、いろいろなケースがあつてなかなかこれはもう判断しにくいので、もう皆さんの意見も聞きながらというところ。

もう一つ気になってくるのは、私個人的には議員報酬から1,000円を積み立てておるのが1,000円で賄えるのかどうかということもあるかと思うんです、これ。

(「今まで実際立て続けになつてくると」の声あり)

○木下順一議長　立て続けになつてくるとないわな、多分。

局長。

○清水事務局長　先ほど言いましたように、立て続けになつてくると苦しい状況にあります。ですので、毎月1万4,000円になりますので、その12か月ですから、やっぱり厳しいのは確かかなと思いますし、今の残高は2万8,000円ぐらいでした。

○木下順一議長 その中で範囲を広げるとかいう話になってくるもので、範囲を広げるのであれば、こういう積立金の話にもなってくるやろうし、ちょっと縮小していただいて、みんな同一条件の中なので、ちょっと縮小してというようなこともあるので。

○河村 孝議員 議長、いいですか。

○木下順一議長 はい、どうぞ。

○河村 孝議員 議長おっしゃってもらったように、不幸事があったときの事務局職員が手伝ってもらおうという面はあるんだけど、逆に言えば、その職員さんのご親族なり関係のところ不幸にもというような話があるときは、それぞれ多分香典持って議員は行くのではないのでしょうか。なので、そこに新たに香典プラス積立てのほうからも出すということですよ、この話というのが。

ならば、そこはもう、じゃ、なしにしておいて、我々のお通夜とか告別式は手伝ってもらうんだけど、なしにしておいて、シンプルに本人が結婚したらもう5万円やると。めでたいところやで、それを我々が結婚式に呼ばれなければ渡す手段がないわけじゃないですか、祝いを。公職選挙法に引っかかってしまうので。ならば、そのめでたいことがあるんやったら、5万円はもう祝儀で積立金から出してもらうということであれば、公職選挙法にも引っかからんわけですから、なら、気持ちよく職員の人を受け取ってもらえるのと違うんですかね。一つの案ですけども。

○木下順一議長 祝金のほう。

○河村 孝議員 そうです。本人がね。

だから、そこを例えばまた子供までとか親族まで祝金のほうもちょっと引っ張ってしまうと、職員さんも恐縮してしまうのではないのかなと思うので、ただ単純に本人が結婚したらおめでとうという気持ちで出すところのほうさがっぱりしていませんか。

○木下順一議長 なるほど。祝金のほうだけ入れるということやね、職員もね。ではないの。職員も祝金だけね。

今、河村議員のほうから職員にあっては結婚したとき、本人が、事務局職員が結婚したときには祝金を贈ると。不幸事ときにはもう……

(「それぞれが香典で」の声あり)

○木下順一議長 するので、そこは事務局職員を抜くと、こういうところでよろしいでしょうか、ここまでは。

あとは議員及びその家族、不幸にして亡くなられたときのこの区分けとか、区分をどこまで含めるか。

もう昔みたいに何世代も一つの家に住んでいない中なので、やはり自分の父、母なんか例に出すと、一緒に住んでいない家なんかが多いから、その辺は含めて見舞金、弔慰金を出すというのでいいのではないかなと思いますけれども、いやいや、それでは困るとか、ほかにご意見があればお伺いしたいと思いますけれども。

今のような格好にまとめさせていただいてよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○木下順一議長 これでよろしいかな、局長。

○清水事務局長 1条のここの(2)、ここはよかった、議員と生計を一にする……。

○山本哲也議員 いいですか。

○木下順一議長 どうぞ。副議長。

○山本哲也議員 1条の(2)のところやと子供の場合が、今までやと別で離れて生活しておった子供が結婚したときにも出ておった。

○清水事務局長 いや。

○山本哲也議員 出ていなかったですか。

○清水事務局長 生計、この……

○山本哲也議員 一にしていなくて出していなかったもので、現状に今即した形に直しにいつておる感じですか。子供の場合は、もう離れて生活しておる場合はもう出ませんよというので、今までどおりということなので、これは現状に規程のほうを直しにいつたということですか。なので、これはそのままがいいのかどうかということですね。離れておっても子供は子供やねんから出すべきなのか。そこですよ。

それと、その兼ね合いですよ。月1,000円の中でそれも。でも、対象はそこまでおらへんと思うんですけれども。

なので、これもこのまま。このままでいいですか。それか……。

(「生計を一にするか。しなくてもいいんと違う」の声あり)

○山本哲也議員 という話をしやんと。今までは出していなかったから。

○木下順一議長 河村議員。

○河村 孝議員 私は生計を一にしていなくても、子供の場合2万円いいんじゃないのかなと思うんですけれども。議員の子供に関しては出すと。そこで何か区切る意味がよく分からないなと僕は思うので。同じ子供平等にするというところでいいんじゃないでしょうか。

○木下順一議長 よろしいでしょうか。1条の(2)ですよ。一緒に住んでいない議員の子供には祝い金2万円を贈らせていただくと。お祝いやで。

そうすると、今までの話を全てそれに盛り込むとなると、やはり毎月の1,000円を報酬から差し引いて積み立てていきますけれども、現状重なればちょっと足りなくなるとなっていくということもあるんです。

今まで言われたのを皆入れると、やはり月2,000円相当ぐらいに上げてもらわんといかんのではないかなと思うんですけれども、それも併せて、ちょっと範囲が広がったような話になっていますので、1,000円ではちょっと足りんかなと。この際、2,000円に引き上げさせていただくというような格好でもよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○木下順一議長 ありがとうございます。

いつからするの、これが2,000円、もう来月。

○清水事務局長 6月から。

○木下順一議長 では、6月の報酬分から積立金を2,000円ということでさせていただきます。

事務局長。

○清水事務局長 それで、この慶弔を幾ら支出したのかとかいうのは、ちゃんと帳面にはつけてあるんですが、議員の皆さんには何も決算もお知らせしていない状況ですので、今後はお知らせさせていただきたいなというふうには思います。メールか何かですけれども。それで、この元年度分につきましては、近いうちにまたメー

ルのほうでご報告はさせていただきたいと思います。

○木下順一議長 はい、じゃ、この件は。

はい。

○瀬崎伸一議員 この規程自体は、今日話しをして、いつから運用……

○木下順一議長 マイク。

○瀬崎伸一議員 規程の運用というのは、要は改定されるのであればいつから運用されていくようになるんですか。

○木下順一議長 事務局長。

○清水事務局長 段取り的には、この規程のほう議長決裁を受けまして、そして市民文化会前には公示をします。

それで、先ほどいただいた第2条の文面とかやっていきますと、近いうちにはもうさせていただくというふうに、いつからとは、何日からとはよう言いませんねんけれども、近いうちにはさせていただきたいと思います。

○木下順一議長 瀬崎議員。

○瀬崎伸一議員 であれば、大体どのようになるかというのだけ網羅して、だっと言われておいたほうがよくないですか。もう全協はやられないですよ。

○木下順一議長 はい。

じゃ、今までの話をまとめさせていただくと、1条の(2)でここへ議員と生計を一にすることあるけれども、議員の子供さんであればということやろや、文言はまた考えますけれども、議員の子供さんであれば祝い金2万円を贈ると。それと、2番、3番も生計を一にしておる人と、していない自分の父、母、子、兄弟姉妹にも弔慰金として2万円を贈ると。

すみません、漏れました。1条の(1)はここには事務局職員という文字も入りますね、祝い金のほうだけ。4条の(2)の項は削除すると。

○清水事務局長 削除して、また今後関連してくると思いますので、考えさせてもらいます。

○木下順一議長 それと、6条の毎月1,000円を2,000円に。これで漏れていませんか。

○清水事務局長 はい、結構です。

(「異議なし」の声あり)

○木下順一議長 以上のようなふうに、多少文言は変わるかも分かりませんが、内容としては変わらないので、そのようにまとめさせていただいて、まとめ次第これを運用させていただくというようなことになります。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○木下順一議長 以上で本日の協議事項は全部終了いたしました。

これをもちまして全員協議会を散会いたします。

(午後 1時53分 散会)

議長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和2年5月29日

鳥羽市議会議長 木 下 順 一